# 区民委員会議案説明資料

# 令和5年9月26日

牛	名																	頁
1	第117号議案	訴えの提起について	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	2

(区 民 部)

### 第117号議案説明資料

令和5年9月26日

			ᄁᄱ	15年9月20	) ⊢					
件 名	<b>訴えの提起について</b> (不適切な診療報酬請求に対する返還訴訟)									
所管部課名	区民部 国民健康保険課 福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課									
内容	埼玉県内の医療機関が、看護らず、保険者等(足立区)に対明した。 区は過大に支払った診療報酬ため、医療機関に対じ療報酬をなお、医療機関に対じ療報酬をは国民健康保険は11区、生活1 (2) 生活保護医療挟助に係(3) 遅延損害金の支払い(4) 訴訟費用の支払い※ 診療報酬のうち入りを 2 相手方 埼玉県内医療機関院長 3 訴訟物の価額(返還を求15,281,424円(内訳)	州の返還を求めてきた。 州の返還を求めてきた。 ひとおり訴えを提起す と過大に支払ったる。 登場である。 費の一部(※)返還 る診療報酬費の一部 院基本料部分	請求して が、支持 る。 しては、	ていた事実が 仏いに応じな 足立区以外	判い					
	種別	金額	人数	件数						
	国民健康保険保険給付費返還金※1	8,518,434円	3人	107件 ※2						
	生活保護医療扶助費返還金	6,762,990円	2人	48件						
	<ul> <li>※1 診療報酬6,433,854円、高額療養費2,084,580円</li> <li>※2 診療報酬54件、高額療養費53件</li> <li>4 経緯</li> <li>(1)令和2年2月、当該医療機関は、関東信越厚生局より看護師の配置基準を満たしていない旨の指摘を受け、適時調査により保険者等</li> </ul>									
	に対し過大に診療報酬を記	情来していた事実が判 りなれないとできる。	明した。	医療機関の						

含まれていた。

入院患者には、健康保険の被保険者だけでなく、生活保護受給者も

- (2) 令和4年1月、医療機関は、関東信越厚生局及び埼玉県に診療報酬の返還同意書を提出した。
- (3) 令和4年12月、医療機関の代理人弁護士による関係区市町村等を対象とした説明会が開催され返還金の一律8割減額の提案があったが、減額を行う合理的理由がないことから減額提案は受け入れていない。
- (4) 医療機関の返還同意に基づき、足立区では相手方に対して国民健康保険給付費の返還を、令和5年4月26日に請求し令和5年5月12日に督促請求を実施した。
- (5) 生活保護医療扶助費の返還については、令和4年10月20日に 請求し、令和5年5月19日に督促請求を実施した。
- (6) 上記の返還請求に対していずれも支払の確認が取れないため訴え を提起する。

### 5 今後の方針

本議案が可決された際には、特別区人事厚生事務組合法務部に、訴訟提起の事務手続を依頼する。

訴訟については訴訟提起の議決時期が同時期の複数区での共同出訴 となる見込みである。

#### 6 その他

- (1) 医療機関の債務総額は、684,252,613円(足立区を含む 49保険者)
- (2) 埼玉県吉川市は、令和5年3月24日訴えの提起について議決。 越谷地方裁判所に訴訟を提起。
- (3) 東京都後期高齢者医療広域連合は、令和5年7月27日訴えの提起について議決。

#### 7 提出根拠

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えの提起について、区議会の議決を得る必要があるため。